

令和5年度教育委員会定例会会議録

【日時】 令和6年3月12日（火）
【開会】 14時00分
【閉会】 15時10分
【場所】 川崎市役所本庁舎2階 203・204会議室

【出席委員】

教育長 小田嶋 満	教育長職務代理者 田中 雅文
委員 石井 孝	委員 野村 浩子
委員 芳川 玲子	委員 森川 多供子

【出席職員】

教育次長 池之上 健一	
総務部長 柴山 巖	
教育政策室長 岩上 淳	
教育環境整備推進室長 吉永 太	
職員部長 北川 友明	
学校教育部長 小澤 毅夫	
健康給食推進室長 日笠 健二	
生涯学習部長 大島 直樹	
総合教育センター所長 鈴木 克彦	
庶務課長 鷹觜 将行	
庶務課担当課長 伊藤 卓巳	
教育政策室担当課長 豎月 基	
庶務課担当係長 桐生 真由美	教職員人事課担当係長 宮嶋 恵太
指導課長 古俣 和明	文化財課長 竹下 研
指導課担当課長 五味 博	文化財課課長補佐 小柳津 貴子
指導課指導主事 武田 弦	庶務課庶務係長・課長補佐 葛山 久志
教職員人事課長 細見 勝典	職員部担当部長 植村 裕之
教職員企画課担当課長 重田 朋希	教職員人事課担当係長 瀧澤 和義
教職員人事課担当課長 本波 直人	
調査・委員会担当係長 高木 直子	
書記 長谷川 俊太	

【署名人】

委員 芳川 玲子	教育長職務代理者 田中 雅文
----------	----------------

(1 4 時 0 0 分 開会)

1 開会宣言

【小田嶋教育長】

ただ今から、教育委員会臨時会を開会いたします。

2 開催時間

【小田嶋教育長】

本日の会期は、1 4 時 0 0 分から 1 5 時 1 5 分までといたします。

3 会議録の承認

【小田嶋教育長】

1 月の定例会の会議録を、事前にお配りし、お目通しいただいていることと思いますが、承認してよろしいでしょうか。

【各委員】

<承認>

4 傍聴 (傍聴者 0 名)

【小田嶋教育長】

本日は、傍聴の申出がございませんが、以後、会議中に傍聴の申出がございましたら、川崎市教育委員会会議規則第 1 3 条の規定により、許可することに異議はございませんでしょうか。

【各委員】

<了承>

【小田嶋教育長】

それでは、そのように決定いたします。

5 非公開案件

【小田嶋教育長】

本日の日程は、配布のとおりでございますが、報告事項 No. 1 は、川崎市審議会等の会議の公開に関する条例第 5 条第 2 号に掲げる、「公にすることにより、法人の権利、競争上の地位、その他、正当な利益を害するおそれがあるもの」に該当する事件であり、川崎市教育委員会会議規則第 7 条第 2 号に該当するため、議案第 4 4 号は、期日を指定して公表する必要がある事件であり、川崎市教育委員会会議規則第 7 条第 4 号に該当するため、議案第 4 5 号及び議案第 4 6 号は、

人事、賞罰等職員の身分取扱いに関する事件であり、川崎市教育委員会会議規則第7条第1号に該当するため、同条ただし書の規定により、これらの議案等を非公開とすることに賛成の委員の挙手を願います。

【各委員】

＜全員挙手＞

【小田嶋教育長】

全員挙手です。

よって、これらの議案等は、非公開とすることに決定いたしました。

なお、議案第44号につきましては、期日後は公表しても支障がないため、会議録には掲載することといたします。

6 署名人

【小田嶋教育長】

本日の会議録署名人は、川崎市教育委員会会議規則第15条の規定により、本職から指名いたします。

芳川委員と田中委員にお願いいたします。

7 議事事項Ⅰ

議案第41号 川崎市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則の一部を改正する規則の制定について

【小田嶋教育長】

それではまず、議事事項Ⅰに入ります。

議案第41号「川崎市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則の一部を改正する規則の制定について」の説明を、庶務課担当課長、お願いします。

【伊藤庶務課担当課長】

それでは、議案第41号につきまして御説明申し上げます。

ファイルナンバー01-2、議案第41号資料のファイルを御覧ください。

本規則は、教育委員会会議の議事とする事項や教育長に委任する事項などを規定する規則ですが、今回は、資料にお示しのとおり、主に3点について改正するものでございます。

まず、1の条例の制定改廃の手続きでございますが、条例の制定改廃に必要な手続は、市議会のスケジュールに沿って行う必要があり、現在は、関係部署の審査を一定程度経た条例原案を教育委員会会議に付議しております。

これを条例の制定改廃の方針をより早い時期に付議することとし、教育委員会会議での審議の充実化を図るとともに、その内容をより踏まえ条例の制定改廃手続を行うようにするものでござ

います。

次に、2の教育長の専決事項の拡大でございますが、教育委員会会議の効率化等のため、法令の制定改廃に伴い当然必要となる条例等の改正や地教行法第29条の意見の手続を、教育長の専決事項とするものでございます。

次に、3の審査請求に係る規定の整備でございますが、審査請求に係る規定が不明確であるため、明確にするものでございます。

続きまして、ファイルナンバー01-1、議案第41号のファイルをお開きいただき、4ページを御覧ください。

制定理由でございますが、条例の制定又は改廃の方針を教育委員会会議の議事事項とすること等のため、この規則を制定するものでございます。

続いて、5ページを御覧ください。

改正の内容につきまして、新旧対照表で御説明いたします。左側が改正後、右側が改正前の条文でございます。

まず、左側の第2条第1項第2号の改正でございますが、これは、先程御説明したとおり、条例の制定改廃の方針を付議することとするものでございます。

また、右側の現行の第4号ですが、この内容は、実質的に、条例の制定改廃の方針と同じでございますので、改正後の第2条第1項第2号に含むこととしております。

次に、左側の第4号の改正でございますが、現行第2条第1項第3号の規定を地教行法の規定と併せるものでございます。

次に、左側の第12号の改正でございますが、これは、先程御説明したとおり、審査請求に係る規定を明確にするものでございます。

6ページを御覧ください。

左側の第4条第1項第1号及び第2号の改正でございますが、これは、先程御説明したとおり、教育長の専決事項を拡大するものでございます。

7ページを御覧ください。

左側の第4条第1項第5号の改正でございますが、これは、先程御説明したとおり、審査請求に係る規定を明確にするものでございます。

次に、左側の第4条第2項の改正でございますが、条例等の制定改廃や地教行法第29条の意見の手続について教育長が専決を行った場合は、教育委員会に御報告することとするものでございます。

なお、附則において、この規則の施行期日を令和6年4月1日とする旨を定めております。

議案第41号の説明につきましては、以上でございます。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

【小田嶋教育長】

御質問等はありませんでしょうか。

よろしいですか。

それでは、議案第41号につきましては、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を願います。

【各委員】

＜全員挙手＞

【小田嶋教育長】

全員挙手です。

よって本件は、原案のとおり可決されました。

議案第４２号 川崎市立学校の課程、学科及び部の設置に関する規則の一部を改正する規則の制定について

【小田嶋教育長】

次に、議案第４２号「川崎市立学校の課程、学科及び部の設置に関する規則の一部を改正する規則の制定について」の説明を、庶務課担当課長、指導課担当課長、お願いいたします。

【伊藤庶務課担当課長】

それでは、議案第４２号につきまして、御説明申し上げます。

はじめに、今回の規則改正の概要につきまして、指導課担当課長から御説明申し上げます。

【五味指導課担当課長】

今回の規則の一部改正は、市立川崎高等学校の定時制課程普通科における夜間部を廃止するため、改正するものです。

概要について御説明申し上げますので、ファイルナンバー０２－２、議案第４２号資料をお開きください。

現在、市立川崎高等学校の定時制課程普通科は、昼間と夜間の二部制でございますが、令和２年２月に策定された市立高等学校改革推進計画第２次計画において、ニーズの高い昼間部への進学希望に対応するため、昼間部の募集定員を拡大する一方、夜間部については、令和３年度の入学生から募集を停止することとしたところでございます。

令和２年度に、最後の夜間部生徒が入学しまして、この令和６年３月をもって夜間部の生徒が全員卒業することから、令和６年３月３１日をもって夜間部を廃止するため、本規則の一部を改正するものでございます。

「２ 経緯」について、説明させていただきます。

昭和２８年４月、市立川崎高等学校に定時制課程普通科が設置されました。

平成１９年７月に、市立高等学校改革推進計画第１次計画が策定され、社会状況や生徒の変化に柔軟に対応するため、川崎高等学校に定時制課程（昼間）を設置し、二部制とする方針を決定しました。

二部制とするに当たり、教室等の整備が必要となり、市立川崎高等学校の校舎改築に伴い、平成２６年４月、昼間部生徒が入学し二部制が開始されました。

令和２年２月、市立高等学校改革推進計画第２次計画が策定され、令和３年度の入学生から夜間部の募集を停止する方針を決定しました。

同年４月、夜間部に最後の生徒が入学しまして、令和６年３月、夜間部の生徒が全員卒業することから、同年３月３１日をもって夜間部を廃止するものでございます。

以上でございます。

【伊藤庶務課担当課長】

それでは引き続き、議案の詳細について御説明いたします。

ファイルナンバー０２－１、議案第４２号の３ページを御覧ください。

制定理由でございますが、川崎市立川崎高等学校の定時制課程（夜間）を廃止するため、この規則を制定するものでございます。

続いて、４ページを御覧ください。

改正の内容につきまして、新旧対照表で御説明いたします。左側が改正後、右側が改正前の条文でございます。

別表第１の改正でございますが、川崎市立川崎高等学校の項から定時制課程（夜間）に係る規定を削るものでございます。

なお、附則において、この規則の施行期日を令和６年４月１日とする旨を定めております。

議案第４２号の説明につきましては、以上でございます。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

【小田嶋教育長】

何か御質問等はございますでしょうか。

よろしいですか。

それでは、議案第４２号につきましては、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を願います。

【各委員】

<全員挙手>

【小田嶋教育長】

全員挙手です。

よって本件は、原案のとおり可決されました。

議案第４３号 川崎市教育委員会職員の勤務時間等に関する規程の一部を改正する訓令の制定について

【小田嶋教育長】

次に、議案第４３号「川崎市教育委員会職員の勤務時間等に関する規程の一部を改正する訓令の制定について」の説明を、庶務課担当課長、教職員企画課担当課長、お願いいたします。

【伊藤庶務課担当課長】

それでは議案第43号につきまして、御説明申し上げます。

初めに、今回の訓令改正の概要につきまして、教職員企画課担当課長から御説明申し上げます。

【重田教職員企画課担当課長】

それでは、一部改正の内容について御説明いたしますので、ファイルナンバー03-2、議案第43号資料を御覧ください。

このたび改正する訓令は、川崎市教育委員会職員の勤務時間等に関する規程でございまして、教育委員会の任命に係る職員の勤務時間、休憩時間及び週休日に関して必要な事項を定めたものでございます。

このたび、一部職員の勤務時間の見直しに伴いまして、同規程の別表第2及び第3の一部を改めることといたしました。

資料の1ページを御覧ください。

初めに、別表第2について御説明いたします。別表第2は、学校に勤務する職員の勤務時間等を定めるものでございます。

「(1) 改正理由」でございしますが、川崎高等学校の定時制課程(夜間)の廃止に伴い、高等学校(定時制)に勤務する一般事務職である職員の勤務時間の区分を設けるものでございます。

「(2) 改正概要」でございしますが、川崎高等学校の定時制課程に勤務する一般事務職員の勤務時間帯が、当該課程に勤務する教育職員と同程度となるよう、「12:15～21:00(休憩60分)」の勤務時間を新たに設定するものでございます。

参考として、資料下段に、川崎高等学校定時制課程における令和5年度と令和6年度の一般事務職員の勤務時間を図でお示ししております。

このたびの夜間部の廃止に伴って、一般事務職員の勤務時間を令和6年度の欄のとおり見直しを行いましたので、別表第2に新たに「12:15～21:00」という勤務時間の区分を設けることといたしました。

なお、教育職員の勤務時間につきましては、現在の規定に基づいて設定することができますので、改正は不要となっております。

続きまして、2ページを御覧ください。

別表第3は、短時間勤務の職を占める職員、つまり定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用短時間勤務職員の勤務時間等を定めるものでございます。

「(1) 改正理由」でございしますが、令和6年度から定年前再任用短時間勤務制度を運用するに当たって、短時間勤務職員をより一層活用できるよう、学校に勤務する短時間勤務職員の勤務時間について、全体的に見直しを行うものでございます。

「(2) 改正概要」でございしますが、各種別の週当たり勤務時間について、下の表のとおり改めるものでございます。具体的には、表の一番上を御覧いただきまして、小、中、特別支援学校に勤務する教育職員については、週当たり勤務時間を20時間に、高校に勤務する教育職員については週31時間又は25時間に、養護教諭については、いずれの校種に勤務する場合も週20時間に、栄養教諭及び学校栄養職である職員は、学校の長期休業中、つまり給食を提供しない期間は原則として勤務を要しないとして、年間平均週29時間に、小、中、特別支援学校に勤務する学校事務職である職員については、週20時間といたしました。

業務職につきましては、用務に従事する職員、いわゆる学校用務員は、従前のとおり週29時

間に、学校給食調理業務に従事する職員、いわゆる学校給食調理員は、栄養教諭等と同じく年間平均週29時間といたしました。

概要についての説明は、以上でございます。

訓令の具体的な改正内容につきまして、引き続き、庶務課担当課長より御説明申し上げます。

【伊藤庶務課担当課長】

それでは、引き続き、議案の詳細について御説明いたします。

ファイルナンバー03-1、議案第43号の7ページを御覧ください。

制定理由でございますが、川崎市立川崎高等学校の定時制課程（夜間）の廃止に伴い、高等学校（定時制）に勤務する一般事務職である職員の勤務時間の区分を設けること等のため、この訓令を制定するものでございます。

続いて、8ページを御覧ください。

改正の内容につきまして、新旧対照表で御説明いたします。左側が改正後、右側が改正前の条文でございます。

はじめに、10ページ、別表第2の改正でございますが、高等学校（定時制）に勤務する一般事務職である職員について、新たな勤務時間の区分を設けるものでございます。

次に、11ページから13ページにまたがる別表第3の改正でございます。

はじめに、「事務局及び学校その他の教育機関に勤務する職員」についてでございますが、「業務職である職員」から学校給食調理員を除くため、「用務に従事する職員」に改めるなど、所要の整備を行うものでございます。

12ページに参りまして、「高等学校に勤務する教育職員」についてでございますが、1週間の勤務時間について、20時間、25時間のパターンを設けるとともに、週3日勤務という区分を設けるものでございます。

続きまして、13ページにまたがる「小学校、中学校及び特別支援学校に勤務する教育職員」についてでございますが、当該教育職員から栄養教諭を除き、1週間の勤務時間について、19時間15分を20時間に改めるとともに、規定の整理を行うものでございます。

続きまして、「小学校、中学校及び特別支援学校に勤務する栄養教諭、学校栄養職である職員及び学校給食調理業務に従事する職員」についてでございますが、先程除きました学校給食調理員及び栄養教諭を含め、それらの職員について、1週間の勤務時間を「52週を通じ1週間に付き29時間」とし、勤務時間の区分を定めるものでございます。

なお、附則において、この訓令の施行期日を令和6年4月1日とする旨を定めております。

議案第43号の説明につきましては、以上でございます。

御審議の程、よろしくお願いいたします。

【小田嶋教育長】

御質問等がございますでしょうか。

田中委員。

【田中教育長職務代理者】

御説明ありがとうございました。

初めのほうで御説明いただきました、職員の方の勤務時間帯を少し前に動かすというのは、夜間課程がなくなるので、あまり遅くまで職員が残っていただく必要がないので、少し前のほうにずらす、そういう趣旨でよろしかったでしょうか。

【重田教職員企画課担当課長】

はい、そのとおりでございます。

【田中教育長職務代理者】

はい、分かりました。

【小田嶋教育長】

よろしいですか。

ほかには、いかがでしょうか。

芳川委員。

【芳川委員】

御説明ありがとうございます。

資料の03-2のところで、別表の2の改正案のところで、養護教諭、学校栄養職である職員が、令和5年度までは週19時間15分なのが、週29時間というふうに、年間平均に変わったんですが、ちょっとそこを少し詳しく聞けたらと思うんですが、御説明、よろしくお願いします。

【重田教職員企画課担当課長】

養護教諭のところと、学校栄養職の。

【芳川委員】

はい、そうです。

【重田教職員企画課担当課長】

はい、分かりました。

養護教諭のところにつきましては、令和5年度まで19時間15分ということで、来年度から週20時間に改めるものでございますが、学校職員の定数を定める義務標準法という法律がございますが、その中で、1人の職員については、1週間当たり40時間までの定数ということで換算できることになっております。そういった意味では、短時間勤務職員の方も、より定数換算を有効的に活用するについては、19時間15分で働いていただくより、週20時間であれば、2人の教員の方で一人分の定数を活用していくということで、週20時間という設定をいたしました。

続きまして、栄養職員、栄養教諭、学校給食調理員の方につきましては、いわゆる短時間勤務職員の部類については、基本的には、給食の調理業務のときは、多くの日数を働いていただきたい。代わりに、下記のように、給食調理業務が比較のない場合においては、勤務を要しないということで、そういった形で勤務パターンを設計いたしましたところ、夏休みもそういった形で、

週29時間、年間勤務いただくと、ちょうど給食調理業務に支障がでずに、回っていくということで、こういう設定を考えております。

以上でございます。

【芳川委員】

はい、分かりました。

ありがとうございます。

【小田嶋教育長】

ほかには、いかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、議案第43号につきましては、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を願います。

【各委員】

<全員挙手>

【小田嶋教育長】

全員挙手です。

よって本件は、原案のとおり可決されました。

以下、非公開となります。

<以下、非公開>

8 報告事項

報告事項No. 1 陳情第8号の報告について

伊藤庶務課担当課長が説明した。

田中教育長職務代理者が会議で確認の上、陳情第8号は審議を行わないことが決定された。

9 議事事項Ⅱ

議案第44号 川崎市文化財保存活用地域計画の策定について

【小田嶋教育長】

続いて、議事事項Ⅱに入ります。

議案第44号「川崎市文化財保存活用地域計画の策定について」の説明を、文化財課長、お願いいたします。

【竹下文化財課長】

議案第44号、川崎市文化財保存活用地域計画の策定について、御説明いたします。

資料は、ファイルナンバー05-1、議案第44号が計画の本編、05-2が計画の概要版でございますが、パブリックコメントの実施結果により説明させていただきますので、ファイルナンバー05-3を御覧ください。

1 ページを御覧ください。

川崎市文化財保存活用地域計画につきましては、昨年11月14日の教育委員会定例会におきまして、計画案を御説明し、パブリックコメントの手续等について決定をいただきましたが、本日は、パブリックコメントの実施結果を踏まえ、計画の決定につきましてお諮りするものでございます。

「2 意見募集の概要」でございますが、昨年12月4日から本年1月10日まで意見募集を行いました。

2 ページを御覧ください。

「3 結果の概要」でございますが、22通、49件の御意見をいただきました。

「4 意見の内容と対応」でございますが、主な意見として、文化財に関する情報発信の一層の強化を求める意見や、関連文化財群の効果的な活用に関する要望などが寄せられました。

本市の対応といたしましては、一部意見を踏まえ、市域の歴史や文化財に関する記述を追加、修正したほか、所要の整備を行った上で、川崎市文化財保存活用地域計画を策定いたします。

意見の件数と対応区分でございますが、表のとおりに区分しております。

以下、寄せられた御意見、及び本市の考え方を取りまとめておりますので、主なものを紹介いたします。

3 ページを御覧ください。

「(1)「第1章 川崎市の概要」に関する事」では、2件の御意見がございまして、1番では、市域の拡大の図は、旧町村の範囲図となっているが、これと比較するために、現行の行政区の図を掲載したほうが、変遷が分かりやすくなるのではないかと御意見をいただき、本市の考え方といたしましては、旧町村の合併経過と、現行の行政区分を比較することで、より本市の成り立ちが理解しやすくなることから、御意見のとおり図を追加いたしました。

4 ページを御覧ください。

「(2)「第5章 文化財の保存、活用に関する方針と取組」に関する事」では、30件の御意見がございました。

5番では、文化財保存活用区域①「日本民家園と里山の風景」を構成する文化財のうち、生田緑地のコナラ林の内容について、里山としての管理は近年なされておらず、本来の里山の姿を表していないので、誤解を招く表現ではないかと御意見がありました。

本市の考え方といたしましては、里山管理がされていた当時の生活文化を伝えるとの趣旨を明確にするため、表現を修正いたしました。

5ページに参りまして、12番では、関連文化財群⑤「厄除け大師への信仰」において、「東海道川崎宿に関連する事業との連携」が挙げられているが、説明を補足してほしいとの御意見がございまして、本市の考え方といたしましては、川崎大師への玄関口として川崎宿を位置付けており、その関係をより分かりやすくするため、補足説明を追記いたしました。

6 ページに参りまして、14 番から 16 番については、文化財情報について、インターネット記事等のメディア、X（旧ツイッター）や LINE 等を大いに活用するなど、情報発信力を強化してほしいとの御意見をいただきました。

本市の考え方といたしましては、SNS やホームページ等による情報発信等、市民がアクセスしやすい方法を活用して発信力の強化に努めてまいります。

8 ページに参りまして、26 番では、川崎市の職員にも市内の文化財についてもっと知ってもらう必要がある。文化財を通して市のことを学べるような研修を実施してはどうかとの御意見がございまして、本市の考え方といたしましては、取組方針「市の役割」に基づく取組として、「庁内関係職員向けの研修の実施」を新規事業として掲げており、取組を進めてまいります。

11 ページを御覧ください。

「(3)「第 6 章 文化財の保存、活用の推進体制等」に関すること」では、4 件の御意見がございました。

続いて、12 ページを御覧ください。

(4) その他では、13 件の御意見がございました。

そのうち、37 番から 39 番まで、本計画書は川崎市を知ることができるとても良い資料で、計画書自体を文化財の活用に生かせるのではないかなと思うなどの御意見をいただきました。

本市の考え方といたしましては、本計画に基づく取組等により、市民の歴史や文化財に関する興味関心を高め、行政だけでなく市民、市民団体や企業の活動とも連携しながら、地域全体での充実した文化財の保存、活用を通じて、魅力あるまちづくりを進めてまいります。

15 ページを御覧ください。

「5 案からの変更点」として、御意見を踏まえた計画本編の変更点一覧でございます。

また、変更を反映した計画本編は、ファイルナンバー 05-1 でございますので、後程御確認ください。

資料の御説明は以上でございまして、本計画につきまして、4 月には文化庁に計画認定申請を行い、協議を経て、7 月には認定を受ける予定となっております。

説明は以上でございます。

御審議、よろしくお願いいたします。

【小田嶋教育長】

御質問等あれば、お願いいたします。

【石井委員】

1 点、よろしいでしょうか。

【小田嶋教育長】

石井委員、どうぞ。

【石井委員】

文化財ボランティアの活用ということで伺いますけれども、今、文化財ボランティアというのは何人ぐらい登録があるのでしょうか。

【竹下文化財課長】

平成28年に、この制度を導入いたしまして、現在28名のボランティアの方が登録されておまして、いろいろな活動をしていただいております。

【石井委員】

これは、ボランティアに登録するには、何か講座を受けてというふうなことが書かれていたけども、こういった講座も、毎年、開かれているんですか。

【竹下文化財課長】

平成28年に、この制度を取り入れた段階で、いろんな各分野の文化財の専門家の講義であったり、現地での研修を経て、活動をしていただいております。

しかし、やはりメンバーの固定化ですとか、高齢化もございますので、来年度を目途に、再度、また、新たな募集だとか、研修なども検討しているところでございます。

【石井委員】

はい。

【小田嶋教育長】

よろしいですか。

ほかには、いかがでしょうか。

田中委員。

【田中教育長職務代理者】

御説明ありがとうございました。

今の資料の4ページの5番の項目ですけども、コナラの多い落葉広葉樹林の扱いについてなんですけども、前回、私も意見を言ったような記憶がありますけども、このような形で直していただくのはとてもよいことだと、今、納得いたしました。

それで、最終的には、後ろのほうに、こういうふうに直すというのがありますけれども、何ページでしたっけ。

【竹下文化財課長】

15ページです。

【田中教育長職務代理者】

15ページですか。15ページにありますね。

計画の中の92ページの表14というところで、実際に伝えているという表現から、伝えるという表現に変えるということなんですけども、これは、具体的には、何か看板か何か立てて、かつてこういう里山林の管理をしていましたというふうに、文章や何か人工的な掲示板で伝えるということになるのか、あるいは実際に生田緑地は、もう既に若返りを図っていて、昔のような感

じにしていこうとしている区域があるのは私も把握しているんですけども、そういう現地を案内するとか、実際に案内するとか、地図に落として、ここでは昔の生活文化に近い方法で、今、管理を始めていますというような、現地でも今の試行的なことをセットにして伝えていくのか、その辺りはどのようになりそうでしょうか。

【竹下文化財課長】

この件ですけれども、文化財保存活用区域という考え方、一定の地域にいろいろな様々な資料、文化財が集積しているような場所を活用していこうという考え方なんですけども、生田緑地につきましては、御指摘のように、昔、炭焼きのために、コナラを、それを歴史的に植えて、手入れをして、コナラ林を管理してきたというのは、これは、戦前ぐらいまでは行われてきたのですけれども、その名残でコナラの木が残っているところがありますので、この記載としては、かつてこういう管理がされていたということがあって、コナラが残っているという、そういう環境だということをお示ししているところでございます。

その上で、実際に生田緑地では様々な方々も、それから、生田緑地マネジメント会議ですとか、いろんなところで、こういった緑地の活用と保全の両方の見知から検討しているところでございますので、こういった状況、新しい取組を文化財保存活用地域計画としては直す、それから、併せて現地の関係者と一緒に連携して、今後の管理だとかについては、考え方をまとめてかなり、やはりコナラもナラ枯れなどの被害がありますので、そういったところの保全も併せて、関係者が連携して対応していくことになると思います。

【田中教育長職務代理者】

ありがとうございます。ちょっと一言、すみません。

私も一度仕事で雑木林の保全をやっていて、昔、萌芽更新というようによく呼ばれますけど、切り株から出た目を萌芽と呼びますけども、その萌芽を育てながら循環的に使っていた雑木林ですよ。

それが、今こういうふうには計画が上がることによって、できれば川崎市内のコナラとかクヌギの林が、ナラ枯れに強いというような意味も含め、そしてまた、生活文化を伝承していくということも含め、できるだけそういう萌芽更新のような方法で維持できるように持っていけるといいなというふうに改めて思いました。

どうもありがとうございました。

【小田嶋教育長】

ほかには、いかがですか。

森川委員。

【森川委員】

御説明ありがとうございました。

川崎市には本当に文化財たくさんありまして、各学校の子どもたちが歩いて行けるところに、そこまで歩くのというところまで歩いたりするんですけど、出会える文化財がたくさんあります。

この時期なので、どうしても来年度のことが気になって仕方がないんですが、ぜひ、市民だけ

でなく、市の外の方にも見ていただいて、ああ、川崎市いいな、川崎市で働こうと、新しい先生が、先生を希望する方に受けていただけるような、そんな発信の一助になっていただけたら、とてもありがたいので、ぜひ、市の外の方たちへのアピール強化をよろしくお願いいたします。

【小田嶋教育長】

ありがとうございます。

ほかには、いかがでしょう。

野村委員。

【野村委員】

御説明ありがとうございました。

今回のパブリックコメントは、やはり御回答いただいた方の属性というようなものは、データがないんですね。というのも、こういった年齢層の方が興味を持って御回答くださったのかなというところが気になりました。

【竹下文化財課長】

全国的にパブリックコメントを行う中で、やはりなかなか多くの御意見がいただけないケースが多いと聞いておりまして、本市におきましても、なるべくホームページ以外を通して、関係の方にいろいろな形で周知できるような工夫をして、イベントのときに働きかけるとか、様々なことをしてまいりましたけれども、やはり文化財に関心があるのは、去年、現実的には、中高年の方が多いという印象がありまして、こういった方からの御意見が多かった一方で、そういった方が、やっぱり幅広い世代に呼びかける必要がありますよという御意見をいただいたので、それがこの計画を理解してもらうためには重要なことかなと認識しております。

【野村委員】

ありがとうございます。

やはりパブリックコメントにも若い方が興味を持って答えてくださるようになるのが、一番理想で、そこが難しいのが悩みどころだと思うんですけど、じゃあ、どうしたらいいのかなと考えると、子どもたちも自分事になるともう少し参加してもらえと思うんですね。

今回の計画に直接盛り込めるかどうかは別として、一つの思いなのですが、先日、子どもが学校から持ち帰ってきたチラシというか、案内の中に、市長と一緒に話し合おうという、そういう座談会のような場のチラシが入っていまして、こんなふうに、ふだん会えない人、なかなか会えない方を囲んで、直接会話ができたりすると、子どもも、これ、すごくないって言って私に見せてきてくれたこともあったりして、やはりその分野に興味がある子が、まず入り口になってくれてこんな面白いイベントあったよって言って周りに広めてくれる可能性もあると思うので、子どもが参加できるようなイベントで、次世代につながるような取組が増えていくといいなと思いました。

よろしくお願いします。

【小田嶋教育長】

ありがとうございました。

先ほどパブリックコメントは、回答者は属性、年代とかって回答するんですけど。

【竹下文化財課長】

項目は特にございません。

【小田嶋教育長】

項目は特にない。

【竹下文化財課長】

はい。

【小田嶋教育長】

そうすると、さっきの質問に対しては、今回の回答のそのものというよりも、一般的に文化財課で捉えている、そういった文化財に興味関心の高い方は中高年が多いという、そういう解釈でいいですか。

【竹下文化財課長】

そうです。紙だとか、ファックスで回答していただいた方だとか、それから、回答内容により分かる方もいらっしゃいましたし、ただ、内容から推察して、中高年の方が多い傾向かなというところです。

【小田嶋教育長】

分かりました。

明確な属性を聞いているということではないということですね。

ほかには、よろしいですか。

森川委員。

【森川委員】

今の野村委員のお話を受けてなんですけど、ちょっと質問させてください。

やはり地域でも、地域の歴史を調べる会とか、いろいろありまして、それ、やはりかなり高齢化で、先ほどおっしゃったボランティアの方も高齢化なんですけども、分かっただけいいんですけど、若い学生さんたちの中で、こういったことに、川崎市の歴史ですと、文化についてとか調べている団体さんがあるのとか、そういうのは把握していらっしゃる団体さんもあるんですか。

私はちょっと周りにいないので分からないのですが、もし分かったら教えてください。

【竹下文化財課長】

個人的な形で、いろいろな講座ですとか、史跡めぐり等に参加される若い方、大学生ですとか、いらっしゃるんですけども、団体としてという形では、グループのものはちょっと名前を聞いていないのですが、これは大学生が、例えば大学の先生の講演に学生が、グループで参加されると

か、あとは文化財の調査において大学との連携だとかを図っていますので、そういうところで興味を持ってくれる若い世代というのはいらっしゃるので、そこをどうやって取り込んでいくのかなというのが課題と考えています。

【森川委員】

ありがとうございました。

【小田嶋教育長】

ほかには、よろしいでしょうか。

それでは、議案第44号につきましては、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を願います。

【各委員】

<委員挙手>

【小田嶋教育長】

全員挙手です。

よって本件は原案のとおり可決されました。

議案第45号 人事について

鷹觜庶務課長が説明した。

小田嶋教育長が会議に諮った結果、議案第45号は原案のとおり可決された。

議案第46号 人事について

細見教職員人事課長が説明した。

小田嶋教育長が会議に諮った結果、議案第46号は原案のとおり可決された。

10 閉会宣言

【小田嶋教育長】

以上を持ちまして、本日の会議は終了といたします。

(15時10分 閉会)